

演說筆戰記

特43

840



102058-000-5

特43-840

演說筆戰記

岡 軌政 編

M12

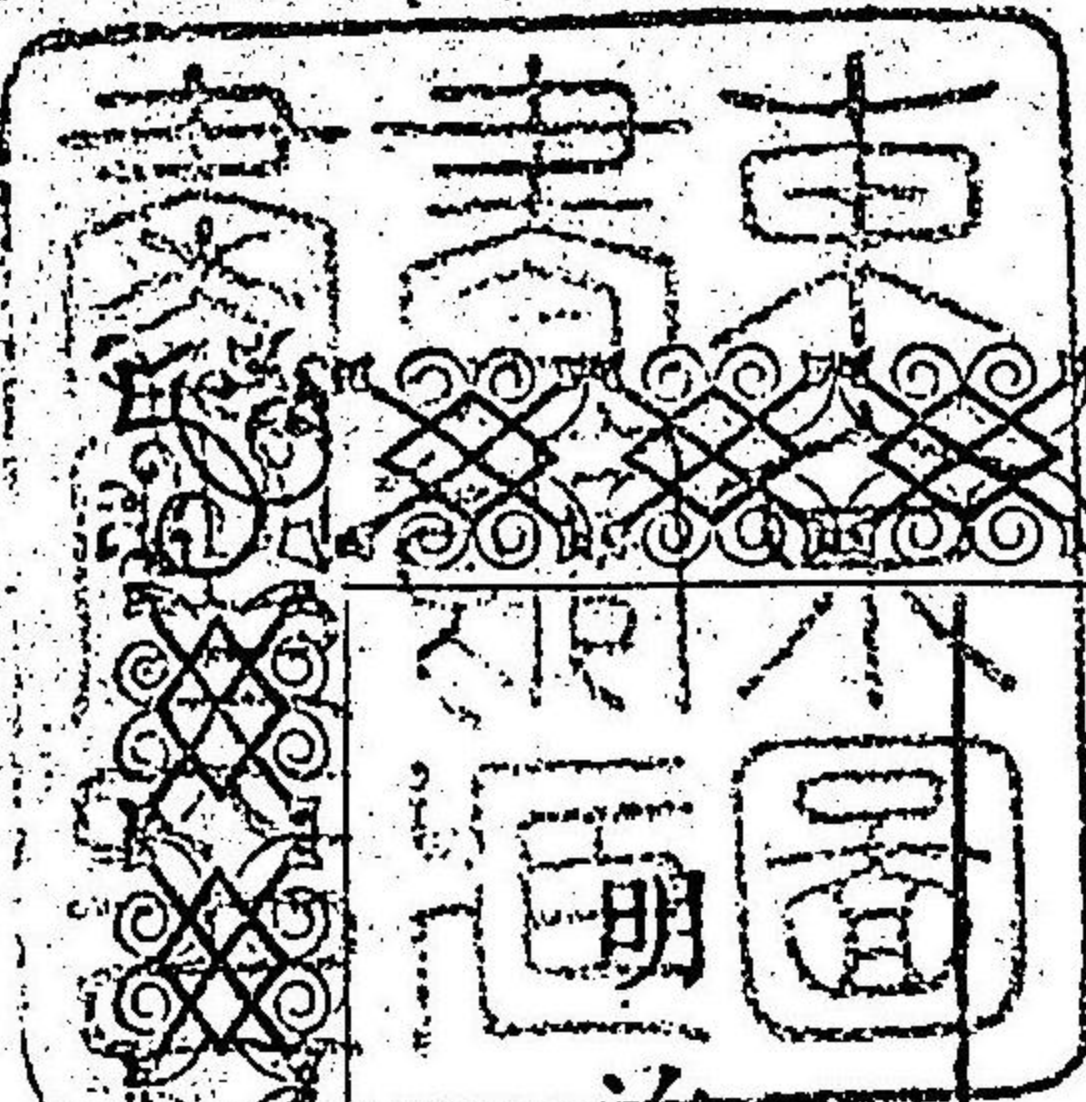
EAF-0022



高知縣岡軌政編輯

演說筆戰記

治十二年十一月發兌



奢の說

土佐 岡 軌 政 述

大凡そ奢あるもの力不相應の事を爲すと云ふものおして戒めねをあらると云ふ
とと説くものあれバ國家に付て論ずるも一身に付て論ずるも同じ譯け柄なきども一身に付
て論ずるときとやくその理を覺えやとけきバ先づ一身に付て論ト而して次は國家のと
付て論ト以てこの纏の局を結ぶべし

假令へて人あり毎月の入額高わ僅々十圓あるよこの人の暮し方を見れば毎日立派ある
衣服を纏ひ花を吟し月を嘯し世事を顧みず遊蕩に而已沈り而して人の一度此の家に入る
や先づ玄關に至れを左右に古器珍物を装ひ只番頭のあらざる而已にして恰も骨董店ある
が如きの想ひを起さしめ其の内に入るるときは妻君権君多くの列を爲し藝妓娼妓ノあるが如
く人をして恰も遊廓儘裡あるが如きの想ひを起さしむとを此くの如くなきを僅々十圓
の入額高よりて何を以てか其の費を補ふべけんや必そ負債の山とあり身代限りと爲さ
バ辨償の目的を付かざるべし果して此くの如くあるときはわ自分の權理の權もかく自由の自
もなく生あつて死するが如きものとなり再び自由民權も曰ふべからざるに至るべし
一國を取りても亦たこれと同様の譯け柄にて限りあるの金を以て無益の巨大の金と投下諫

瓦石室と建築して外貌を虚飾し或ひは無暗な外賓を饗應し或ひは役も立さざる外國人を澤山雇ひ入る官吏を悉く金衣玉食以て西洋造りの家お非らざるに住居するに足らず泊來品も非ざれば用ふるに足らず權妻無くんば官吏たるに足らずと力も應せざるの虚飾を而已力を盡して國家の如何もわ少しも心を用ひざるに下る人民は是れを見做ひ朱は雜れば赤くなるの俚諺のごとく一國擧て西洋の品も非らざればあらぬ事として品の良否も拘らずた泊來品とさへもへば悪しきものこそなきが如く我國の産物を興起して之れを輸出し外人をして之れを費ましめ國家の利益とはかるをやめて目前の私利を汲々たれば輸出入の不平均を生ずるは自然の理なきを金銀貨は濫出してペラサツの國となり外國債を嵩みて之を執價する道なく隨て政府の人民も苛税重斂を課せざるにえずしかするときはわ人民も限りあるの金なれを苛税重斂たると責めて一撥内亂墮と接して四方も起り其の末に國家の資力限りを爲さざるべからざ一ト度茲に至るに其の國の人民と外國人の足下も壓伏せらる、必然の理なきは國と想ひ身と思ふものと宜しく注意の上にも注意すべきをみぞある諸君聞かばやあふりの州の埃及と如何ある國か此の國たるや元來土耳其の藩屬地にして恰も我國舊幕の時代と地球の日本も貢せし如きものなりしも多くの星霜を経るに從ひ埃及

わ大ひも顧慮して此くの如くいつまでも土耳其も隷屬するわ人民は義務立さざるべしと此に於てか土耳其も抗して終に土耳其の藩屬を脱し獨立しりしも此の元氣を以て始めに違わす官民一致輿論も從ひ公議も決すを誠に宜しかる可きに何分かも此の時代の官吏わ己を等而己の功を以て軌厄を脱せし如くも思ひ自儘勝手の手事をとるより終ひも獨立の形にして其の實獨立もあらざる如死ものと思かりにけり其の原因する處たるや即所謂奢りして西洋の外装を慕ひ道路橋梁家屋より法律政治に至るまで悉く西洋人のそる所されば何んでも悪しきと無きが如く非常の巨金を抛ち外面と飾り己も我も日本人として西洋へ渡航するもの四五ヶ年を隔て、再び彼の地へ入るときは元との埃及も非とざる如く其姿を變せりと此くの如く外面の虚飾を一時人目と驚くを雖ども限りあるの金と以て限りなきの美麗を裝ふ何ぞ以て支ふべき國の借金と嵩みて返金の目的無きに至り殆んど困却して英吉利に依頼して大藏の頭領を雇ひ入るに金銀出入の事と一切之を依りたるも如何も英吉利人と雖ども無きものを有るやみするに難く遂に兵の職を辭したれば益々困り埃及國の重寶と云ふべきスエズ掘り抜き形を英國へ賣り拂ふ、雖ども中々以て皆濟するに足らず又たも英吉利人を頼のみ大藏の頭領として金銀出納萬端と

委任せざると其れりう後との知らねども折角人民の奮發せし埃及の重寶と迄世界は知られし
ハエス堀り抜き株手形と賣と拂ひしのみならず外國人は國家の一番大事なる理財の事まで
手儘よさとの實は不甲斐無きものと有らざるや畢竟政府の國を私するよと來ると雖ども人
民にして土耳其の藩屬を脱せし時の元氣と欠がす此の如きも至らざるべきも外輪の美
麗に人民一時眩暈して一言の物を容るゝものなきより斯くの如きに至りたるならん然りと
ムへども奢りと爲されれば此の如きに至らざるものなきは是を鏡みお其轍と踏まざる
おとよ心を用心ねばなりませぬ

人の自由と妨る勿れ

高知縣

山田十畝

演述稿

「己れの欲せざる所人に施せしこと勿れ己れの欲する所を人に施せし」と曰古の人の名高き
言葉よて此れと人間物体は及ぼして論じれば「人の自由は妨げられぬ己の自由も人に
妨げらるべからず」といふ訣めて自分の爲しに事な爲すとも決して人の妨げにせられぬ
假令へ髮筋一本位の事でも妨ぐる様の義に至らざることを眞に人の自由を妨ぐるといふも
のよて己をも妨げらるゝ丈々の妨げずていならぬものであり升る一体天といふもの眞直
おものおれを決して偏頗を事はせぬ筈されば人の自由は妨げらるゝ丈け人は妨げらるゝに全
人の業でなくて天よりの自然と申す訣であり升よふ「私よ今の世の中に見渡して見升るよ
天の授かりし自由と申すもの少しも伸びず外々のものは誘ひきて却て縮る様と思へ升
る那の法律あり規則あり今日の世界あるべきものと思わを升せぬ法律や規則やは成る
べくは天然の法は據りていあきとも人の作りたるものでござ坐るうら寛かよ仕よふと苛く仕
よふと如何とも勝手よなるものであり升る皆さんぞ承知の佛蘭西の「ナポレオン」第一世と
申す帝王が亞弗利加の「メントヘンナ」と申す島へ流さるた時警衛の兵隊は此の頃は歐羅
巴あて拙者の評判は何と云ふて居る歟」と問ふた時に警衛の兵隊が答ふるお「上もあき壓制

の君と評して居る」と帝の言葉を聞きて「拙者は法律にて人民の支配とするが何で壓制といふ」と兵隊の答へあり「君の君の製したる法律なれを宜しと思ふなれども下の人民が治むぬる困り升る」と按みて帝の手を拍り拙者も大に誤りたり」といふた事がある一趣であり升るが一体其の法律と申すは世界の名の高く歐羅巴各國の鑑となり一ものにて此の様なる律でさる此の様ある誤りがあり升すれを況して外々は國で如何程の誤認があり升まよふ様と言ふもの、一体法律を製するの主意と善と勸め悪と懲すの道具とて悪しき事と抑へんに是非とも此の法がなくてあり升せん故に法律は世が開けて銘々に自由と妨げず妨げられずといふに至り升すは實に法律を惡むべく厭ふべきものであり升すこと今日自由の度あて中々捨てざるを升せぬだから法律の性質の禽獸世界の器械は相違のあるまじ今日おして其の器械あり決して自由の世の中どの申され東縛の世の中申すべざる皆おさんで覽きされ此の法律と築たる人の少しの不行ひも亦く服れ中と清きものか下と抑へ苛き税をとりて己れ之樂しき事と送るの皆亦く並々の様お見へ升る己の自由を己のにて妨ぐるといふの一事あり何と申と手己れが人は抑へたる、も黙つてこれと受けて己の自由を伸ばし事と知らず只た少々の不自由は見せよ一日の安きお居るものよ

て我が日本人に此の風が澤山ある様お存じ升る誠私しなどの大に嫌ひ升る風であり升す此の様お人他人へと迷惑を掛けぬ様お見へ升すなれども深く考へると大に人を妨ぐる譯あり升する何故と申せば一体人と申すは一體の權理と義務とのあるものにてこそ大く論じ升ると我々の数々の人の中おケ様お不自由お黙つて居るものがあるとなれば我々組合一体の自由が欠ける事にて何分とも我々の頭へも何分の暗かりで不自由の身となり升る譬へを鹿馬者と利口者とを二人集めて一何と二人と仕成りたると同じ事にて自由の身お取り升りて大に迷惑千萬にて此の自由と抑へたるは目見へて抑へられたるより遙かお恐ろし次第でふる目お見へるものお防ぐも道があり升すは目見へぬものお實に安かぬ事と存じ升る皆さん何と思ひ升る何分とも自由の國とあり自由の民となるを私に思ひ做し升る今日の日本おておまなく人民持ち前の参政の權と申すものを政府へ取り上げてお返しなさからわ中々自由の空氣を吸ふ事お叶ひ升せぬ此の参政の權と申すは人民が政府の事を用捨も亦く議論して人民の氣お入る様おするものにておの權さへあればこれより次第々々お持ち前の自由の身とある事お出来升るこの大切の權を我々お政府より與へて呉れぬと全く我々より望まぬよりするものおておれも亦お我れと我れ

我々の自由を妨ぐると一様して私一赤どの様な望みの、爲めおと大に迷惑であり升る此
 の方より望み出づるを渡さぬ事はさき苦にて己お度々も 天皇陛下が詔り給ひ一通り期限
 こそおけを渡すのお約束なれば嘘詔のある苦がさきものよて下ら望めと決して渡さ
 ぬ事と云るまは備て参政の権を取りて自由の民と云ふ事を相且と詢り早く眞實の自由社
 會とありたれを政府も入用にさく法律も無汰なものと成り自由の朋友が陸しく親しく交際
 て安樂至極な世を送るは眞不愉快の極りであり升まよふ人の眞貴の樂との大に自由の社會
 もあるものよて束縛の社會の樂みの眞實とい申されす只だ皮の上斗との事で一時と自由社
 會の樂みよりの烈いさあれども永く續く譯よの至り升せぬ自由の社會の樂との一時、左程
 の愉快の覺へぬあれども永く續く愉快の全く自由社會の樂みでふるふと存する皆さんよく
 考へささ目お見へすて自由を妨ぐる者へ我々自由を求むるものあり大に差支へ
 升る私しい皆さんお勤め申せよ自由の社會を早く新編成し目よ見せせして人の自由
 と妨ぐる様ある因循の風と去り活潑の心を銘々お供へて自由の空氣を日本に撒布し自由の
 空氣と吸ふて自由の樂しみをささんとするの心と私一は絶へられ升せすして目よ見せず
 自由を妨ぐる者とお呵り申す

廣告

髯競鮫公の穴さびし

定價 三錢

同 二號 近日出版

定價 三錢

夢物語 おますす大穴 小本 定價 三錢五厘

大日本醫者見立番附 定價 三錢五厘

民權自由論 上篇 四錢 下篇 五錢

演說記 上篇 五錢 下篇 五錢

稅金論 定價 三錢

國稅論 定價 三錢

演說 舌戰記 定價 三錢

四方一覽初篇 一方ハ官員錄 一方ハ相摸取 一方ハ俳優見立

同二篇	一方ハ女房の善悪 一方ハ亭主の善悪	一方ハ娘の善悪 一方ハ子供の善悪
同三篇	一方ハ日本繁花見立 一方ハ日本神佛ノ見立	一方ハ日本中山ト川見立 一方ハ日本物産見立
同四篇	一方ハ食物の善悪 一方ハ毎日おろづ見立	一方ハ養生法 一方ハ人の服ノ内
同五篇	一方ハ新撰官等表 一方ハ大坂府官員錄	一方ハ朝野豪傑鏡 一方ハ古今英雄官等見立
同六篇	一方ハ銀行鏡 一方ハ資本金表	一方大日本一覽表 一方同二篇

十篇迄出板 右定價三錢五厘づ、

大坂心齋橋鹽町角 綿 喜
同 平野町心齋橋西 綿 喜

明治十二年十一月八日御屈 編輯人 高智縣士族 岡 軌 定價三錢

出板人 大坂府下北區中之島四丁目 十番地西尾力造方寄留

大坂府下南區周防町十番地寄留

